

○石狩市地場企業等活性化条例

平成10年3月30日条例第20号

改正

平成11年3月24日条例第1号

平成11年8月2日条例第20号

平成19年9月25日条例第29号

令和6年2月27日条例第1号

石狩市地場企業等活性化条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 地場企業等活性化計画（第3条）

第3章 施策の実施（第4条・第5条）

第4章 施策の大綱（第6条—第9条）

第5章 地場企業等活性化審議会（第10条—第14条）

第6章 補則（第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地場産財の開発、普及等及び市内における取引関係の強化拡大を促進することにより、地場企業等の活性化を図り、もって市内の産業の高度化及び多様化並びに本市の経済の自立性向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「地場企業等」とは、市内に事業所を有するすべての法人その他の団体及び個人をいう。

2 この条例において「地場産財」とは、その生産、開発、改良、製造、組立て等（以下これらを「生産等」という。）の全部又は主要な部分に地場企業等がその市内における事業活動を通してにかかわりを持つ商品（無体物を含む。）をいう。

3 この条例において「市内における取引関係」とは、地場企業等相互又は地場企業等と消費者が市内において行う商取引の総体をいう。

第2章 地場企業等活性化計画

(地場企業等活性化計画)

第3条 市長は、この条例の目的に即した施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、石狩市地場企業等活性化計画（以下「活性化計画」という。）を定めるものとする。

2 活性化計画は、地場企業等の自主的な努力を助長することを旨としつつ、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地場産財の開発、普及等を図るための施策の方針

(2) 市内における取引関係の強化拡大を図るための施策の方針

(3) 前2号に掲げるもののほか、地場企業等の活性化を図るために必要な事項

3 市長は、活性化計画を定めようとするときは、あらかじめ石狩市地場企業等活性化審議会の意見を聴かなければならない。活性化計画を変更しようとする場合も同様とする。

第3章 施策の実施

(施策の実施)

第4条 市長は、活性化計画に基づき、次章に定めるところにより、地場企業等の活性化を図るための具体的な施策を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定する施策を講じるに当たっては、市内の関係経済団体と連携を図るものとする。

3 市長は、第1項に規定する施策のほか、別に定めるところにより中小の地場企業等の経営の安定化等を図るための施策を講じるものとする。

(財政上の措置)

第5条 市長は、前条第1項に規定する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第4章 施策の大綱

(助成の措置)

第6条 市長は、活性化計画の推進を図るため必要と認めるときは、次に掲げる事業を行う者に対し、予算の範囲内において、資金の融通、補助金の交付、情報の提供その他の必要な助成を行うことができる。

(1) 新規性を有し、かつ、本市の産業の高度化及び多様化に寄与するものとして活性化計画に定められた地場産財（以下「特定地場産財」という。）の生産等に必要な調査、研究等

(2) 特定地場産財の生産等を行うために必要な人材の育成

(3) 特定地場産財の生産等を行う地場企業等を新たに起こす事業

- (4) 地場産財の普及及び販路の拡大を図るために行う展示、宣伝等で活性化計画の推進に寄与すると特に認められるもの
- (5) 市内における取引関係の強化拡大を図るために地場企業等が行う事業で活性化計画の推進に寄与すると特に認められるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、活性化計画の推進を図るため市長が特に必要と認める事業(情報の提供)

第7条 市長は、市内における取引関係の強化拡大を図るため、市内における需給の動向等に関する情報を収集し、地場企業等及び市内の消費者に対して提供するよう努めるものとする。
(受注機会の拡大等)

第8条 市は、市が行う工事の発注、物品の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、地場産財の優先的活用及び地場企業等の受注機会の拡大を図られるよう努めるものとする。

- 2 市長は、地場産財の優先的活用及び地場企業等の受注機会の拡大を図られるよう、地場企業等及び市内の消費者に対する啓発を行うものとする。
(その他の施策)

第9条 前3条に定めるもののほか、市長は、活性化計画の推進を図るため、必要と認める施策を講じることができる。

第5章 地場企業等活性化審議会

(設置)

第10条 地場企業等の活性化を図るための諸施策について審議するため、石狩市地場企業等活性化審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第11条 審議会の委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 商工業等関係者
 - (3) 市内に居住、通勤等をする者のうちから市長が公募した者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第13条 審議会の会議は、原則として、これを公開する。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、産業振興部において行う。

第6章 補則

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年8月2日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月25日条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月27日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。